

特定非営利活動法人 環境自治体会議 環境政策研究所

2014 年度 総会議案書

1. 日 時 2014 年 7 月 30 日 (水) 13:00~15:00
2. 場 所 千代田区一番町 9 番 7 号一番町村上ビル 6 階 市民運動全国センター会議室
3. 出席者等 中口 (所長)、加藤 (以上、理事)
浅賀、江崎、大場、小澤、須永、土井、山下
(欠席: 須田 理事) 委任状: 田中、角田、西田、平田、増原、水口

4. 議事

(1) 議長選出 中口 毅博

(2) 議事録署名人選出

議長および出席者の内 2 名が議事録に署名 中口毅博、小澤はる奈

(3) 議案

第 1 号議案 2013 年度事業報告

資料 1. 事業報告書

第 2 号議案 2013 年度決算 (監査) 報告

資料 2. 事業会計収支計算書、貸借対照表、財産目録

第 3 号議案 2014 年度事業計画

資料 3. 事業計画書

第 4 号議案 役員の変更について

資料 4. 役員一覧案

第 5 号議案 会員規程について

資料 5. 会員規程案

(4) その他 提出資料の確認

役員名簿及び報酬を受けたものの名簿、社員名簿

2013 年 度 事 業 報 告 書

2013年6月1日から 2014年5月31日まで

特定非営利活動法人 環境自治体会議環境政策研究所

1 事業の成果

環境政策研究所は環境政策の方向性やアイデア、政策評価のノウハウを蓄積し、環境自治体会議の会員自治体とともに環境自治体づくりの先導的役割を果たすことを目的として、各種の調査研究活動や専門的情報の提供、専門家の派遣等を行っています。年度末現在のスタッフは所長のほか、主任研究員1名、研究員2名、補助研究員1名、客員研究員若干名で構成されており、常勤スタッフはすべて環境自治体会議の事務局員を兼任しています。

2013年度、当研究所では委託調査等(16)・自主事業(2)・共同研究(1)の計19事業に取組みました。委託調査等の内訳は会員自治体からの受注が13、各種団体からの受注が3でした。それらの成果とノウハウはそれぞれ報告書等としてまとめ、エッセンスは環境自治体白書や環境自治体会議の全国大会等において広く普及をおこないました。

事業名	事業内容	実施日時	実施場所	従事者の人数	受益対象者の範囲及び人数	事業費の金額
八王子市環境自治体スタンダード運営支援事業	LAS-Eに基づくEMS運用支援	4月～3月	東京都八王子市	4名	八王子市、市民	137万円
生駒市環境自治体スタンダード運営支援	LAS-Eに基づくEMS運用支援	6月～3月	奈良県生駒市	3名	生駒市、市民	88万円
交野市環境自治体スタンダード運営支援	LAS-Eに基づくEMS運用支援	4月～3月	大阪府交野市	3名	交野市、市民	91万円
能代市環境マネジメントシステム運営支援事業	LAS-Eに基づくEMS運用支援	6月～3月	秋田県能代市	3名	能代市、市民	91万円
福生市環境マネジメントシステム運営支援	LAS-Eに基づくEMS運用支援	4月～3月	東京都福生市	3名	福生市、市民	85万円
内子町環境マネジメントシステム運営支援事業	LAS-Eに基づくEMS運用支援	4月～3月	愛媛県内子町	3名	内子町、町民	78万円
遊佐町環境自治体スタンダード運営支援事業	LAS-Eに基づくEMS運用支援	4月～3月	山形県遊佐町	3名	遊佐町、町民	69万円
士幌町環境マネジメントシステム運営支援事業	LAS-Eに基づくEMS運用支援	4月～3月	北海道士幌町	3名	士幌町、町民	64万円
伊丹市環境マネジメントシステム運営支援事業	LAS-Eに基づくEMS運用支援	4月～3月	兵庫県伊丹市	3名	伊丹市、市民	63万円
大瀧村環境自治体マネジメントシステム事業	LAS-Eに基づくEMS運用支援	6月～3月	秋田県大瀧村	3名	大瀧村、町民	61万円
LAS-E規格制定委員会/判定委員会(自主事業)	環境自治体スタンダード(LAS-E)の規格制定・	通年	事務所	3名	全国自治体等	—

平成 25 年度松阪市バイオマス活用推進計画策定業務	地域の関係者が一体となって取組めるバイオマス活用推進計画の策定	11月～ 3月	全国	3名	全国自治体、 市民等	344 万円
市民目線での省エネ・創エネ情報収集及び普及啓発調査業務	関東圏を中心とした国内、海外の情報収集	2月～ 7月	全国	3名	全国	289 万円
八王子市再生可能エネルギー導入検討調査業務	八王子市における再生可能エネ導入プロジェクトの検討支援	4月～ 12月	八王子市等	3名	八王子市、市 民等	196 万円
東海村環境基本計画推進支援業務	市民参加で改定した環境基本計画の進行管理等をサポート	4月～ 3月	東海村等	6名	東海村、村民 等	175 万円
適応策導入のための参加型手法の実践に係る事前調査	長野県須高地区における気候変動シナリオ案作成の支援等	1月～ 3月	東京/長野	2名	須高地区農業 関係者等	105 万円
環境保全戦略講座（循環型社会形成分野）の企画運營業務	環境保全活動の戦略的な展開を支援する講座の運営	9月～ 3月	東京/茨城	4名	参加者、参加 者の地域等	177 万円
『環境自治体白書 2013-14』作成・配布事業(自主)	『環境自治体白書 2012-13』の内容をさらに充実させ、市販書籍として頒布及び関係者へ配布	4月～ 10月	事務所	7名	全国自治体、 市民等	—

2013年度特定非営利活動にかかる事業収支計算書

2013年6月1日から2014年5月31日

科	目	実績	小計
I 収入の部			
1	会費収入		
	会費収入（個人・団体会員）	15,500	
	資料購読会員	178,340	193,840
2	特定非営利活動に係る事業収入		
	八王子市再生可能エネルギー導入検討調査業務	1,959,804	
	松阪市バイオマス活用推進計画策定業務	3,444,000	
	東海村環境基本計画推進支援業務	1,749,300	
	市民目線での省エネ・創エネ情報収集及び普及啓発調査業務	2,891,700	
	適応策導入のための参加型手法の実践に係る事前調査	1,050,000	
	環境保全戦略講座（循環型社会形成分野）の企画運営業務	1,780,199	
	八王子市環境自治体スタンダード運営支援事業	1,370,250	
	生駒市環境自治体スタンダード運営支援	879,900	
	交野市環境自治体スタンダード運営支援	913,500	
	能代市環境マネジメントシステム運営支援	869,700	
	福生市環境マネジメントシステム運営支援	850,500	
	内子町環境マネジメントシステム運営支援事業	778,050	
	遊佐町環境自治体スタンダード運営支援事業	686,700	
	士幌町環境マネジメントシステム運営支援事業	640,500	
	伊丹市環境マネジメントシステム運営支援事業	630,000	
	大潟村環境自治体マネジメントシステム事業	609,000	
	視察研修事業（認定監査員研修、飯田市現地研修、筑後市講師派遣）	335,600	21,438,703
3	寄付金収入		
	寄付金	128,000	128,000
4	その他の収入		
	受取利息	1,295	1,295
当期収入合計（A）			21,761,838
II 支出の部			
1	事業費及び一般管理費		
	給与・役員報酬	11,504,625	
	法定福利費	1,385,922	
	外注費	6,252,487	
	荷造運賃	36,315	
	会議費	277,175	
	旅費交通費	2,677,165	
	通信費	31,739	
	事務用消耗品費	11,142	
	新聞図書費	33,000	
	支払手数料	26,400	
	地代家賃	798,000	
	リース料	482,160	
	租税公課	24,741	
	支払報酬料	801,000	24,341,971
当期支出合計（B）			24,341,971
当期収支差額（A - B）			△ 2,580,133
前期繰越収支差額（C）			△ 3,310,436
次期繰越収支差額（A - B + C）			△ 5,890,569

貸借対照表

2014年5月31日現在

科 目	金 額	金 額
I 資産の部		
1 流動資産		
現金預金	13,417,337	
前払費用	348,945	
流動資産合計		13,766,282
2 固定資産		
(1)有形固定資産		
有形固定資産計	0	
(2)無形固定資産		
無形固定資産計	0	
(3)投資その他の資産		
出資金	8,000	
投資その他の資産計	8,000	
固定資産合計		8,000
資産合計		13,774,282
II 負債の部		
1 流動負債		
未払金	4,090,016	
未払費用	1,540,118	
未払消費税等	471,600	
預り金	207,353	
流動負債合計		6,309,087
2 固定負債		
長期借入金	13,000,000	
固定負債合計		13,000,000
負債合計		19,309,087
III 正味財産の部		
出資金	355,764	
前期繰越正味財産	△ 5,890,569	
当期正味財産増減額		
正味財産合計		△ 5,534,805
負債及び正味財産合計		13,774,282

財産目録

2014年5月31日現在

科 目	金 額	金 額
I 資産の部		
1 流動資産		
現金預金	13,766,282	
手元現金	33,370	
三井住友銀行麹町支店銀行普通預金	13,129,877	
三菱UFJ銀行麹町支店銀行普通預金	254,090	
事業未収金		
前払費用	348,945	
流動資産合計		13,766,282
2 固定資産		
(1)有形固定資産		
有形固定資産計	0	
(2)無形固定資産		
無形固定資産計	0	
(3)投資その他の資産計		
出資金	8,000	
投資その他の資産計	8,000	
固定資産合計		8,000
資産合計		13,774,282
II 負債の部		
1 流動負債		
未払金	4,090,016	
未払費用	1,540,118	
未払消費税等	471,600	
預り金	207,353	
流動負債合計		6,309,087
2 固定負債		
長期借入金	13,000,000	
固定負債合計		13,000,000
負債合計		19,309,087
正味財産		△ 5,534,805

収支報告書、貸借対照表、財産目録がいずれも適法かつ正確であることを認めます。

2014年 月 日

監事 平田 仁子 (印)

2014 年度事業計画書

2014 年 6 月 1 日から 2015 年 5 月 31 日まで

1. 事業実施の方針

(1) 中期的活動方針

環境自治体会議全国大会の場で行われた平成 25 年度総会において、10 年後にめざす社会像として、「持続可能な地域づくりの担い手を官から民へ」という方向性を提起した。具体的には、

- ・一般の社会人や子ども・学生が持続可能な地域づくりの中心になる社会を目指す
- ・市民団体は公的役割の一部を担い、中間支援組織として地域活動を支える社会を目指す
- ・市民団体の活動を一般の社会人が経済的に支える欧米型「寄付文化」の定着を目指す
- ・環境自治体会議は行政中心の支援から、市民を直接支援する割合を高めていくことで、市民自治や市民社会（責任ある市民が主導する社会）の確立を先導する

が提起されたことを踏まえ、以下のような中期的活動方針を掲げる。

- ①環境自治体会議のネットワークを活かした地域連携型の活動やプロジェクトを中心として事業を展開する
- ②環境政策の支援だけではなく、環境・経済・社会の鼎立を目指した持続可能な地域づくりの観点からの政策を主導する
- ③自治体を通して住民などの地域活動を支援するだけではなく、直接地域活動を支援する事業を展開する
- ④認定 NPO 法人格を取得し、環境政策研究所自身が「寄付文化」の担い手となる

これらを達成することにより、環境自治体会議の会員の満足度を高め、会員自治体が環境政策のトップランナーになり、環境自治体会議が社会的影響力の大きな組織として認知されることを目指していく。

(2) 2013 年度の活動方針

中期的な活動方針に対応しつつも、身の丈に合った事業を展開する。具体的には、以下のような事業に取り組む。

- ①自治体と連携した事業実施：自治体のエネルギー自立に向けたネットワークの設立検討など
- ②持続可能な地域づくりの観点からの事業実施：行政組織や市民組織の将来を見据えた計画の高度化・効率化（LAS シリーズの抜本的見直しなど）
- ③住民活動・ESD(持続可能な地域づくり教育)の支援：市民向け研修学習事業、子ども向け学習事業のサポート、パートナーシップ組織の運営サポートなど
- ④組織体制の見直し（認定 NPO 法人化に向けての規程類・会計システムの整備など）

2. 事業の実施に関する事項

(特定非営利活動に係る事業) ※「その他の事業」についての計画はない。

(1) LAS-E (環境自治体スタンダード) の推進に関する事業

事業名	事業内容	実施日時	実施場所	従事者の人数	受益対象者の範囲及び人数	事業費の金額
八王子市環境自治体スタンダード運営支援事業	LAS-Eに基づくEMS運用支援	4月～3月	東京都八王子市	4名	八王子市、市民	143万円
生駒市環境自治体スタンダード運営支援	LAS-Eに基づくEMS運用支援	6月～3月	奈良県生駒市	3名	生駒市、市民	83万円
交野市環境自治体スタンダード運営支援	LAS-Eに基づくEMS運用支援	4月～3月	大阪府交野市	3名	交野市、市民	77万円
能代市環境マネジメントシステム運営支援事業	LAS-Eに基づくEMS運用支援	6月～3月	秋田県能代市	3名	能代市、市民	84万円
福生市環境マネジメントシステム運営支援	LAS-Eに基づくEMS運用支援	4月～3月	東京都福生市	3名	福生市、市民	77万円
内子町環境マネジメントシステム運営支援事業	LAS-Eに基づくEMS運用支援	4月～3月	愛媛県内子町	3名	内子町、町民	78万円
遊佐町環境自治体スタンダード運営支援事業	LAS-Eに基づくEMS運用支援	4月～3月	山形県遊佐町	3名	遊佐町、町民	65万円
士幌町環境マネジメントシステム運営支援事業	LAS-Eに基づくEMS運用支援	4月～3月	北海道士幌町	3名	士幌町、町民	63万円
伊丹市環境マネジメントシステム運営支援事業	LAS-Eに基づくEMS運用支援	4月～3月	兵庫県伊丹市	3名	伊丹市、市民	60万円
LAS-E規格制定委員会／判定委員会(自主事業)	環境自治体スタンダード(LAS-E)の規格制定・判定	通年	事務所	3名	全国自治体等	—

(2) その他環境政策全般の推進に関する事業

事業名	事業内容	実施日時	実施場所	従事者の人数	受益対象者の範囲及び人数	事業費の金額
福生市環境基本計画等改定業務	環境基本計画に関する市民提言の作成	4月～3月	東京都福生市	4名	福生市、市民	296万円
東海村環境基本計画推進支援業務	住民参加の環境基本計画進行管理	6月～3月	茨城県東海村	3名	東海村、村民	98万円
地域エネルギー協議会支援業務	杉並区、日野市、平塚市地域協議会の支援	4月～3月	杉並区、日野市、平塚市	3名	杉並区民、日野市民、平塚市民	200万円
自治体のESDの取り組みに関する調査	ESDに関する自治体悉皆調査	6月～3月	全国	3名	全国自治体	180万円
新エネルギー等共通基盤整備促進事業(内子町ほか)	地域における再生可能エネルギー等の導入支援	9月～1月	愛媛県内子町	3名	内子町、町民ほか	450万円

ニセコ会議関連補助業務	ニセコ会議開催支援、資料集作成等	4月～ 9月	北海道 ニセコ町	3名	ニセコ町、 町民ほか	293万円
視察研修事業（認定監査員研修ほか）	認定監査員養成研修ほか	8月～ 3月	東京都内 他	3名	全国市民	15万円

(参考) 2014 年度特定非営利活動にかかる事業収支計算書案

2014 年 6 月 1 日から 2015 年 5 月 31 日まで

科 目		実績	小計
I 収入の部			
1	会費収入		
	会費収入（個人・団体会員）	20,000	
	資料購読会員	622,200	642,200
2	特定非営利活動に係る事業収入		
	福生市環境基本計画等改定業務	2,955,800	
	東海村環境基本計画推進支援業務	980,000	
	地域エネルギー協議会支援業務	2,000,000	
	自治体のESDの取り組みに関する調査	1,800,000	
	新エネルギー等共通基盤整備促進事業（内子町ほか）	4,500,000	
	八王子市環境自治体スタンダード運営支援事業	1,430,000	
	生駒市環境自治体スタンダード運営支援	838,000	
	交野市環境自治体スタンダード運営支援	770,000	
	能代市環境マネジメントシステム運営支援	842,000	
	福生市環境マネジメントシステム運営支援	769,000	
	内子町環境マネジメントシステム運営支援事業	780,000	
	遊佐町環境自治体スタンダード運営支援事業	652,000	
	土幌町環境マネジメントシステム運営支援事業	610,000	
	伊丹市環境マネジメントシステム運営支援事業	630,000	
	ニセコ会議関連補助業務	2,932,000	
	視察研修事業（認定監査員研修ほか）	150,000	22,638,800
3	寄付金収入		
	寄付金	300,000	128,000
当期収入合計（A）			23,409,000
II 支出の部			
1	事業費及び一般管理費		
	給与・役員報酬	9,760,409	
	外注費	5,029,000	
	荷造運賃	404,000	
	会議費	62,800	
	旅費交通費	2,217,380	
	事務用消耗品費	160,000	
	謝礼	130,000	
	地代家賃	798,000	
	リース料	482,160	19,043,749
当期支出合計（B）			19,043,749
当期収支差額（A－B）			4,365,252
前期繰越収支差額（C）			△ 5,890,569
次期繰越収支差額（A－B＋C）			△ 1,525,318

会員規程（案）

特定非営利活動法人環境自治体会議環境政策研究所

（目 的）

第 1 条 この規定は特定非営利活動法人環境自治体会議環境政策研究所（以下当法人という）定款第 2 章に規定する会員について必要な事項を定める。

（会 員）

第 2 条 当法人の会員は下記の 3 種とし、正会員は特定非営利活動法上の社員とする。

- (1) 正会員 当法人の目的に賛同して入会し、当法人の運営に関与する個人及び法人・団体。総会での議決権を有する。
- (2) 賛助会員 当法人の目的に賛同して入会し、当法人の活動を支援する個人及び法人・団体。総会での議決権は有しない。
- (3) その他の会員 運営委員会が別に規則において定めた会員

（会 費）

第 3 条 当法人の年会費を 2,000 円とする。

（寄付金）

第 4 条 寄付は 1 口 3,000 円とする。

（入会申込）

第 5 条 会員として入会しようとする者は、入会申込書に必要事項を記入し、当法人に FAX、E-mail、または直接提出することとする。申込書の受領後 14 日以内に年会費の入金を事務局が確認した日を以て入会の成立とする。

（入会の不承認）

第 6 条 入会申込をした者が以下の何れかの項目に該当する場合、その者の入会を承認しないことがある。

- (1) 過去に本規程違反等で除名処分を受けたことがある場合
- (2) 入会申込の際の申告事項に、虚偽の記載、誤記、又は記入漏れがある場合

（会員資格の有効期間）

第 7 条 会員資格の有効期間は、入会が成立した日が属する事業年度とする。総会への参加および総会での議決権の行使については、毎年 6 月 1 日時点で正会員であるもののみが権利を行使できるものとする。

(会員の権利)

第8条 会員は、環境自治体会議ニュースレター等の情報提供を受けることができる。また、当法人または環境自治体会議が発行する刊行物や当法人が主催する講座等を優待価格にて利用することができる。

(会員情報の変更)

第9条 会員は、入会申込書の内容に変更があったときは、ただちに当法人へ届け出なければならない。

- 2 前項の届出がなく会員が不利益を被った事柄に関し、当法人は一切の責任を負わないものとする。

(私的利用の範囲外の利用禁止)

第10条 会員は、当法人が承認した場合を除き、法人を通じて入手したいかなる情報をも複製、販売、出版、送信、放送、工業所有権の出願その他私的利用の範囲を越えて使用することはできず、また、第三者をして使用させることはできない。

(退 会)

第11条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合は、その資格を喪失する。この場合、当法人は当該会員に対して年会費の返金は行わないものとする。

- (1) 退会届の提出をしたとき
- (2) 本人が死亡し、または会員である団体が消滅したとき
- (3) 除名されたとき

(除 名)

第12条 当法人は、会員が次の各号のいずれかに該当する場合は、運営委員会の議決をもって当該会員を除名することができる。

- (1) 当法人の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき。
- (2) この会員規約に違反したとき。
- (3) 正当な理由なく2年以上にわたって年会費を滞納し、催告に応じなかったとき。
- (4) その他、当法人が会員として不適当と判断した場合。

(その他)

第13条 会員について本規程に定めのない事項であって必要な事項は、運営委員会で決定する。

附則

この規程は平成26年8月1日より実施する。

以上